

佐伯正浩氏 有限会社グリーンメンテナンス 代表取締役社長



佐伯正浩氏



1989年創業の（有）グリーンメンテナンス代表取締役の佐伯正浩氏が今回の「タオルびと」である。タオルづくりの肝と言える晒染加工に必要な大量の水。瀬戸内海周辺地域の環境基準は世界でもトップクラスであり、タオルの原料となる糸や製織後の生地を晒染加工する際に使用された水は汚水処理され、浄化されてから川や海に戻される。染色加工業者はこのプロセスを専門の業者に委託しており、グリーンメンテナンスはその請負人である。SDGsが叫ばれる以前から今治のモノづくりと環境のバランスを整えてきた佐伯氏に、今回はクローズアップする。

さえき・まさひろ ☆ 1960年7月、今治市常盤町生まれ。1973年3月に今治市立常盤小学校を卒業し、同年4月に今治市立南中学校に入学。中学を卒業後、1976年4月に愛媛県今治工業高等学校工業化学科に入学。1979年4月、（株）東洋金属熱処理研究所に入社して金属加工の仕事に携わる。1年間のキャリアをへて、1980年4月に日本電子工学院公害工学科に入学して公害に関わる専門知識を修得。その後帰郷し、（株）浪速環境技術センターに入社、6年間水質検査の仕事に従事する。そして1989年9月に独立してグリーンメンテナンスを創業。2002年4月に有限会社に法人化し、現在に至る。

1. 幼少青年時代

深刻化する公害問題

佐伯正浩氏は、1960年7月21日に今治市常盤町に父・正城^{まさき}氏と母・テイ氏との間に一人っ子長男として誕生した。父親は、造船関係の技術者であった。今治市は、「タオルの町 造船の町」を謳っているように、地域経済を支える産業としてタオルと造船は有名である。

佐伯氏は、1967年4月に今治市立常盤小学校に入学し、小学校を卒業するタイミングで引っ越しをしたため、1973年4月に今治市立南中学校へ入学した。南中学校は、1967年4月1日に今治市立富田中学校と今治市立清水中学校を統合して開校した新生の中学校であった。中学校時代は、かつてバレーボールをやっていた父親の影響もあってバレーボール部に所属し、部活動に励んだ。

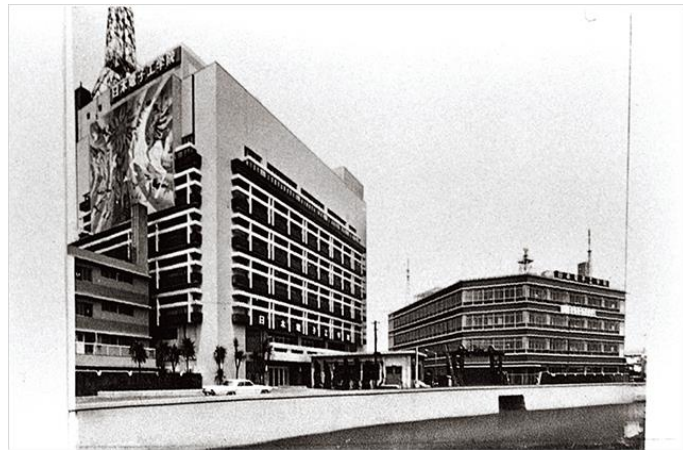
佐伯氏は、高校進学を考えるにあたり、何か手に職を付けたいと考えた。そして1976年4月に愛媛県立今治工業高等学校の工業化学科に進み、モノづくりの基本的な知識と経験を積んだ。ある日の出来事である。指導教諭が「これからは公害問題に対応できる仕事が必要になってくるな」と佐伯氏に何気なく話した。妙にこの一言が佐伯氏の頭のなかにずっとあり、その後の職業選択に影響を与えていく。

明るく元気澆刺だった佐伯氏は、周りから担がれるように生徒会役員に立候補し、選挙の結果、生徒会長に選出された。生徒会長としての役割は多岐にわたり、そのなかでも生徒側に立って学校運用にも携わった。自発的に何かにとり組む姿勢は生徒会長の体験をとおして学んだものであり、佐伯氏の人生におけるひとつの転機となった。

1979年3月に今治工業高等学校を卒業した佐伯氏は、同年4月に大阪府寝屋川市に本社のある（株）東洋金属熱処理研究所に入社

した。同社は、1909年に木村延一と筒井保太郎によって創業された木村鋼化工業を前身とし、1939年に東洋金属熱処理研究所に改称されて株式会社化された。創業当時から金属熱処理を専門とし、現在は自動車や工作機械などの部品加工をおもな事業としている。そして、1991年に（株）東研サーモテックに改称し現在に至っている。佐伯氏は、東洋金属熱処理研究所で1年間、金属加工の仕事に従事したが、もう少し専門的な知識を身に付けたいと考えるようになり、同社を1980年3月に退社し、同年4月に日本電子工学院（現・日本工学院専門学校）に入学した。

日本電子工学院では公害工学科（現在は環境・バイオ科）に所属した。当時日本では公害問題を専門的に学べる学校はほとんどなかったため、同校は佐伯氏にとって貴重な学びの場となった。公害工学科に在籍中に公害防止管理者のうち騒音・振動関係公害防止管理者の資格を取得し、これがまたひとつの転機となった。



1976年に日本電子工学院から

日本工学院専門学校に改称した当時の様子

（写真提供：学校法人片柳学園）


公害防止管理者とは、公害が生じる可能性のある工場や施設に対して公害を事前に防止するために大気や水質、騒音、振動などを検査する者であり、国家資格である。1950年代後半から1960年代の高度経済成長期に日本は製造業を中心として急成長を遂げたが、その一方で公害問題が深刻化した。公害問題は、足尾鋇毒事件のように明治期の急速な工業化からみられたが、社会的問題として世間の注目を浴びるようになったのはこの時期からである。汚水・排水

による発症および公害認定では、以下のものがある。

① 1955年 イタイイタイ病（発生、公害認定は1968年）

富山県神通川流域が神岡鉱山から排出されたカドミウム[cd]によって汚染され、汚染された川水を農業用水に使用した結果、米などの収穫物を食した住民により発生。


② 1956年 水俣病（公害認定）

熊本県水俣市周辺の八代海沿岸を発生地域として、チッソ（株）水俣工場の工場排水に含まれたメチル水銀[Hg]によって、八代海の魚介類が汚染され、その魚介類を食べた住民により発生。

③ 1965年 新潟水俣病（公害認定）

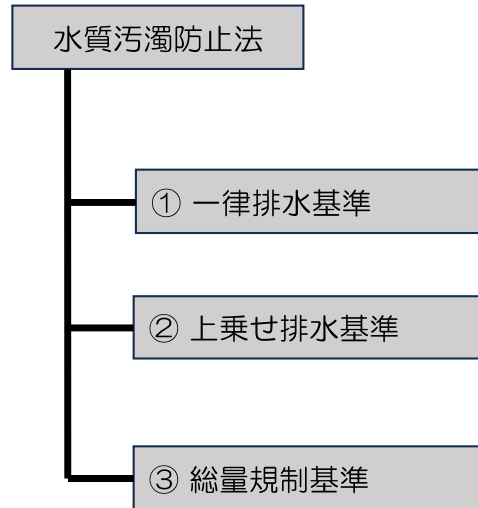
新潟県阿賀野川流域において化学工場でアセトアルデヒド製造中に副生された水銀[Hg]が河川に流れ、細菌の働きによってメチル化され魚などに蓄積し、それを長期にわたり食べた住民により発生。

こうした状況をうけて、国は1967年8月に「公害対策基本法」（施行）、1970年12月に「水質汚濁防止法」（1971年7月施行）を公布した。「公害対策基本法」は、「事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的」とし、1993年に公布・施行された「環境基本法」に継承された。


「水質汚濁防止法」は、公共用水域および地下水の水質汚濁の防止を図ることで国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的に制定されたものである。同法を踏まえ、1971年12月には環境庁  による「水質汚濁に係る環境基準」が告示され、水質の測定方法や達成期間などが決められた。図1のように、水質汚濁防止法に基づく規制基準は、大きく3つに分けることができる。

1つに「一律排水基準」であり、国が定める全国一律の基準である。2つに「上乘せ排水基準」であり、一律排水基準では水質汚濁防止が不十分な地域において都道府県が条例によって定める基準である。3つに「総量規制基準」であり、上記2つの基準では環境基準の実現が難しい地域（閉鎖性海域）において一定規模以上の事業所に課される基準である。

図1 水質汚濁防止法の規制基準



出典：（株）堀場製作所HP「水質総量規制とは？」
(<https://www.horiba.com/jpn/water-liquid/news-events/the-water-times/column-17/>)。

くわえて、水質汚染のみならず**大気汚染**  や騒音・振動による被害など全国的に広がった公害問題は、さまざまなかたちで人びとの生活を脅かすようになり、1971年6月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（公布・施行）が定められた。そして、同法の施行にともない公害防止管理者制度が発足した。

法律の名前にある「特定工場」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかに属し、以下の施設を設置している工場を指している。

- ばい煙発生施設
- 特定粉塵発生施設
- 一般粉塵発生施設

- ・ 汚水等排出施設
- ・ 騒音発生施設
- ・ 振動発生施設
- ・ ダイオキシン類発生施設

染色加工業は製造業のうち汚水等排出施設に該当するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定された1971年以降、公害防止管理者による検査をクリアしなければ工場を稼働できなくなった。公害防止管理者は、2006年に騒音関係公害防止管理者と振動関係公害防止管理者の資格区分が統合され、現在は13種類に区分されている。

さらに、瀬戸内海に関わる水質汚濁防止対策については、1973年に「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が施行され、COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）の流入量の削減やし尿の投棄禁止などが盛り込まれた。つづいて、1979年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」が施行され、COD負荷量を一日当たり1,010トンの総量規制が実施された。このような一連の法律のもとで、産業や業種によって基準は異なるが、工場や事業所から放流する水質基準値がより厳しくなり、その管理・運営も複雑化していった。

日本では、瀬戸内海のほかに工場が多く立地する場所に近い東京湾や伊勢湾の閉鎖性水域に対しても、より厳しい水質総量規制がある。瀬戸内海、東京湾、伊勢湾はいずれも工場の集積地であり、共通にして閉鎖性水域である。佐伯氏の言葉を借りると、「壺みたいになっていて、先の方にちょろっとしか出口が外海に開けてないから海水が流れんのですよ。だから海水がグルグル回って汚物水が澱みやすいんですね。」

さらに瀬戸内海は、愛媛県をはじめ大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、福岡県、大分県の11府県に面しており、食品関連や化学関連など水をたくさん使う工場が多く集まっている。産業によって基準となる数値は異なるが、瀬戸


内海での環境基準を調整するのは難しい。

帰郷して水質分析に従事

日本工学院専門学校は東京都大田区蒲田にキャンパスがあり、佐伯氏は横浜市緑区にあった学生寮からキャンパスまでほぼ毎日通学した。2年間の学生生活であったが、佐伯氏はすでに社会人の経験があり、また特殊技術の取得という明確な目標があり、遊ぶ暇なく学校と学生寮を往復する日々だった。

専門学校での学びをへて将来の方向性を決めた佐伯氏は、1976年3月に日本工学院専門学校公害工学科を卒業したのち、今治市に本社のあった（株）浪速環境技術センターに就職した。同社はすでに廃業しているが、同社がおこなっていた業務は、現在では（株）しまなみ環境計測が引き継いでいる。

佐伯氏は、浪速環境技術センターで6年間、今治市周辺地域に立地する工場や施設の水質分析を担当した。そのなかでタオル製造に関わる染色加工業者と取引するようになった。今治の染色加工業者も1971年の「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されから、晒染加工の際に用いる大量の排水をルールに従って処分しなければならなくなり、処理技術も管理技術も高度化し複雑になったため、徐々に専門家の力を借りるようになっていた。

ある日、佐伯氏は、いつものように染色加工の工場の放流水を採水して検査をしていたところ、中央繊維（株）社長の竹田誠之介氏から声をかけられた。「あんたらは水の分析はできても、水がきれいになる方法はわからんからいかんね。排水の水質状況も知りたいけど、排水処理の管理やアドバイスをしてくれる人がいれば非常に助かるんじゃないかね。」

なるほど、今治はタオル工業が盛んな地域であり、タオルづくりに不可欠な染色加工業者の数も20社近くあったが、排水処理の管理をおこなう専門業者はいなかった。排水や汚水に関する指導は愛

媛県染織試験場（現・愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センター）がおこなっていたが、環境問題が年々社会的な関心を集めルールもより厳格化するなかで、排水処理の管理を染色加工業者が自社でおこなうには技術的にも限界があった。

佐伯氏は竹田氏の言葉をもち帰り、じっくり考えた。その結果、「必要とされているのであれば」と一念発起し独立を決めた。そして1989年、佐伯氏が29歳のときに浪速環境技術センターを退職し、起業する。

（次号につづく）

